

平成30年度

神奈川県水防計画

平成30年4月

神奈川県

神奈川県水防計画目次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 第1章 | 総則 | 1 |
| 第1 | 目的 | 1 |
| 第2 | 用語の定義 | 1 |
| 第3 | 水防責任 | 3 |
| 第4 | 津波における留意事項 | 5 |
| 第5 | 安全配慮 | 5 |
| 第2章 | 2以上の都・県にわたる水防事務 | 6 |
| 第1 | 隣接都県との協定 | 6 |
| 第3章 | 水防組織 | 6 |
| 第1 | 県の水防組織 | 6 |
| 第2 | 水防事務分掌 | 8 |
| 第3 | 指定水防管理団体及び水防管理団体の組織 | 9 |
| 第4章 | 監視警戒及び重要水防区域 | 9 |
| 第1 | 常時監視 | 9 |
| 第2 | 非常警戒 | 9 |
| 第3 | 河川の重要水防区域及び箇所 | 9 |
| 第4 | 海岸の重要水防区域及び箇所 | 9 |
| 第5章 | ダム水門等及びその操作 | 10 |
| 第1 | 分水路・遊水地等の操作 | 10 |
| 第2 | ダムの操作 | 10 |
| 第3 | 取水堰及び水門等の操作 | 11 |
| 第6章 | 資器材及び設備の整備運用並びに輸送 | 11 |
| 第1 | 水防管理者の水防用資器材及び設備の整備 | 11 |
| 第2 | 県の水防用資器材及び設備の整備 | 11 |
| 第3 | 輸送の確保 | 12 |
| 第7章 | 通信連絡 | 14 |
| 第1 | 通信連絡施設等の整備強化 | 14 |
| 第2 | 水防本部と水防支部等との間の通信連絡 | 14 |
| 第3 | 水防管理団体の通信連絡 | 14 |
| 第4 | 報道機関の活用 | 14 |
| 第5 | 災害時優先通信の取り扱い | 14 |
| 第8章 | 洪水予報等 | 24 |
| 第1 | 水防活動用の注意報、警報及び波浪警報の連絡 | 24 |
| 第2 | 水防活動用の注意報、警報及び波浪警報の種類 | 24 |
| 第3 | 洪水予報の種類及び発表基準 | 24 |
| 第4 | 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報河川名、区域 | 25 |
| 第5 | 県と気象庁が共同で行う洪水予報河川名、区域 | 25 |
| 第6 | 多摩川の洪水予報 | 25 |
| 第7 | 相模川下流の洪水予報 | 26 |
| 第8 | 相模川中流の洪水予報 | 26 |
| 第9 | 鶴見川の洪水予報 | 26 |
| 第10 | 酒匂川の洪水予報 | 26 |
| 第11 | 洪水予報河川の基準点、基準水位 | 26 |
| 第9章 | 水位周知河川における水位到達基準 | 26 |
| 第1 | 種類及び発表基準 | 26 |

| | | |
|------|------------------------|----|
| 第2 | 水位到達情報の通知及び周知を行う河川名・区域 | 27 |
| 第3 | 洪水特別警戒水位の通知及び周知 | 27 |
| 第10章 | 水防警報 | 27 |
| 第1 | 水防警報を行う河川・海岸区域 | 27 |
| 第2 | 水防警報発表者、受報者等 | 27 |
| 第3 | 水防警報の通知 | 28 |
| 第4 | 水防警報の種類、内容及び発表基準 | 28 |
| 第11章 | 観測通報 | 28 |
| 第1 | 雨量の通報 | 28 |
| 第2 | 水位、潮位の通報・公表 | 29 |
| 第3 | 欠測時の措置 | 29 |
| 第12章 | 水防活動 | 29 |
| 第1 | 県の水防配備基準 | 29 |
| 第2 | 水防管理団体の配備基準 | 30 |
| 第3 | 水防標識 | 30 |
| 第4 | 水防信号 | 31 |
| 第5 | 公用負担 | 31 |
| 第6 | 緊急通行 | 32 |
| 第7 | 避難のための立退き | 32 |
| 第8 | 配備の解除 | 33 |
| 第13章 | 決壊後の通報及び決壊後の措置 | 33 |
| 第1 | 決壊後の通報 | 33 |
| 第2 | 決壊後の措置 | 33 |
| 第14章 | 協力応援 | 33 |
| 第1 | 水防管理団体相互の協力及び応援 | 33 |
| 第2 | 水防管理団体に対する河川管理者の協力 | 33 |
| 第3 | 水防管理団体に対する下水道管理者の協力 | 34 |
| 第4 | 警察官の出動 | 34 |
| 第5 | 自衛隊の出動 | 35 |
| 第6 | 国土交通省の行う特定緊急水防活動 | 35 |
| 第15章 | 水防報告 | 35 |
| 第16章 | 水防訓練 | 35 |
| 第17章 | 水防計画の提出、配布 | 35 |

別表

| | | |
|-----------|----------------------------|-----|
| 【第3章第3関係】 | | |
| 別表第1 | 指定水防管理団体・水防管理団体の水防団・消防団一覧表 | 38 |
| 【第4章第3関係】 | | |
| 別表第2 | 神奈川県「重要水防区域（河川）重要度評定基準」 | 39 |
| 別表第3 | 神奈川県重要水防区域（河川）支部別総括表 | 40 |
| 別表第4 | 神奈川県重要水防区域（河川）河川別総括表 | 42 |
| 別表第5 | 神奈川県重要水防区域（河川）支部別内訳表 | 58 |
| 別表第6 | 神奈川県重要水防区域（河川）支部別位置図 | 96 |
| 【第4章第4関係】 | | |
| 別表第7 | 神奈川県「重要水防区域（海岸）重要度評定基準」 | 131 |
| 別表第8 | 神奈川県重要水防区域（海岸）支部別総括表 | 132 |

| | | | |
|------------------------------------|------------------------|-----------|-----|
| 別表第 9 | 神奈川県重要水防区域（海岸）支部別内訳書 | ・ ・ ・ ・ ・ | 133 |
| 別表第10 | 神奈川県重要水防区域（海岸）支部別位置図 | ・ ・ ・ ・ ・ | 136 |
| 【第 5 章第 3 関係】 | | | |
| 別表第11 | 取水堰等総括表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 142 |
| 別表第12 | 取水堰等支部別内訳表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 144 |
| 別表第13 | 防潮扉等総括表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 152 |
| 別表第14 | 防潮扉等支部別内訳表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 153 |
| 【第 6 章第 2 関係】 | | | |
| 別表第15 | 水防倉庫一覧表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 157 |
| 【第 9 章第 2 関係】 | | | |
| 別表第16 | 雨量観測テレメータ局位置図 | ・ ・ ・ ・ ・ | 160 |
| 別表第17 | 雨量観測所一覧表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 161 |
| 別表第18 | 水位（潮位）観測テレメータ局位置図 | ・ ・ ・ ・ ・ | 169 |
| 別表第19 | 水位観測所一覧表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 170 |
| その2 | 河川監視カメラ画像公開箇所位置図 | ・ ・ ・ ・ ・ | 177 |
| その3 | 河川監視カメラ画像公開箇所一覧表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 178 |
| 別表第20 | 潮位波高観測所一覧表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 179 |
| 【第10章第 1 関係】 | | | |
| 別表第21 | 国土交通大臣・知事が水防警報を行う河川・海岸 | ・ ・ ・ | 180 |
| 【第 8 章第11、第 9 章第 2、第12章第 1、第 2 関係】 | | | |
| 別表第22 | 洪水予報を行う河川一覧表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 191 |
| 別表第23 | 水位情報の通知及び周知を行う河川一覧表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 192 |
| 別表第24 | 水防配備基準<神奈川県> | ・ ・ ・ ・ ・ | 198 |
| その2 | 水防配備基準<水防管理団体> | ・ ・ ・ ・ ・ | 199 |

様 式

| | | | |
|------------------|---------------------------------|-----------|-----|
| 【第 8 章第 2 ～11関係】 | | | |
| 第 1 号様式 | | | |
| その 1 | 気象警報・注意報発表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 203 |
| その 2 | 大雨特別警報 | ・ ・ ・ ・ ・ | 204 |
| その 3 | 神奈川県記録的短時間大雨情報 | ・ ・ ・ ・ ・ | 205 |
| その 4 | 神奈川県気象情報（台風に関する） | ・ ・ ・ ・ ・ | 206 |
| その 5 | 神奈川県気象情報（大雨と雷に関する） | ・ ・ ・ ・ ・ | 207 |
| その 6 | 神奈川県潮位情報（大潮） | ・ ・ ・ ・ ・ | 208 |
| その 7 | 津波警報、注意報 | ・ ・ ・ ・ ・ | 209 |
| その 8 | 津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報） | | 210 |
| その 9 | 津波情報（津波観測に関する情報） | ・ ・ ・ ・ ・ | 211 |
| その 10 | 津波情報（沖合の津波観測に関する情報）の例 | ・ ・ ・ | 212 |
| その 11 | 国洪水予報発表様式（多摩川） | ・ ・ ・ ・ ・ | 213 |
| その 12 | 国洪水予報発表様式（鶴見川・相模川下流） | ・ ・ ・ ・ ・ | 215 |
| その 13 | 県洪水予報発表様式（相模川中流・酒匂川） | ・ ・ ・ ・ ・ | 217 |
| 【第 9 章第 3 関係】 | | | |
| 第 2 号様式 | 氾濫警戒情報様式 | ・ ・ ・ ・ ・ | 219 |
| その 2 | 氾濫危険情報様式 | ・ ・ ・ ・ ・ | 220 |
| 【第10章第 4 関係】 | | | |
| 第 3 号様式 | 水防警報様式（河川；待機・準備・出動・解除） | ・ ・ | 221 |

| | | | |
|-----------|------------------------|-------|-----|
| その 2 | 水防警報様式（河川；指示・情報） | ．．．．． | 222 |
| その 3 | 水防警報様式（海岸；待機・準備・出動・解除） | ．． | 223 |
| 【第15章関係】 | | | |
| 第4号様式 | 水防活動実施報告書 | ．．．．． | 224 |
| 第5号様式 | 水防活動報告書 | ．．．．． | 225 |
| 【第2章第1関係】 | | | |
| 第6号様式 | 水防情報等連絡表（山梨県から神奈川県） | ．．． | 226 |
| その 2 | 相模ダム放流連絡書 | ．．．．． | 227 |
| その 3 | 水防情報等連絡表（神奈川県から山梨県） | ．．． | 228 |

資料

| | | | |
|------------|--|-------|---------|
| 【第2章第1関係】 | | | |
| 資料 1 | 東京都と水防本部長との協定 | ．．．．． | 資 — 1 |
| 資料 2 | 山梨県との協定 | ．．．．． | 資 — 3 |
| 資料 3 | 静岡県との協定 | ．．．．． | 資 — 9 |
| 【第5章第2関係】 | | | |
| 資料 4 | 神奈川県三保ダム操作規則 | ．．．．． | 資 — 11 |
| その 2 | 三保ダム放流警報要領 | ．．．．． | 資 — 19 |
| 資料 5 | 城山ダム操作規則 | ．．．．． | 資 — 33 |
| その 2 | 城山ダム放流要領〔※抜粋〕 | ．．．．． | 資 — 39 |
| 資料 6 | 宮ヶ瀬ダム操作規則 | ．．．．． | 資 — 52 |
| その 2 | 宮ヶ瀬ダム操作細則〔※抜粋〕 | ．．．．． | 資 — 58 |
| 資料 7 | 東京都水道局小河内ダム操作規程〔※抜粋〕 | | 資 — 62 |
| 資料 8 | 神奈川県相模ダム操作規程 | ．．．．． | 資 — 67 |
| 資料 9 | 神奈川県道志ダム操作規程 | ．．．．． | 資 — 77 |
| 資料10 | 神奈川県玄倉ダム操作規程 | ．．．．． | 資 — 88 |
| 資料11 | 神奈川県熊木ダム操作規程 | ．．．．． | 資 — 96 |
| 【第5章第3関係】 | | | |
| 資料12 | 寒川取水施設管理規程 | ．．．．． | 資 — 104 |
| 資料13 | 二ヶ領用水水門操作協約 | ．．．．． | 資 — 108 |
| 資料14 | 飯泉取水施設管理規程 | ．．．．． | 資 — 110 |
| 資料15 | 相模取水施設管理規程 | ．．．．． | 資 — 116 |
| 資料16 | 東京都羽村取水堰操作規程〔※抜粋〕 | ．． | 資 — 124 |
| 【第7章第2関係】 | | | |
| 資料17 | 防災行政通信網構成機関及び回線系統図 | ．． | 資 — 126 |
| 資料18 | 防災行政通信網移動局一覧（各水防支部） | ．． | 資 — 127 |
| 【第7章第4関係】 | | | |
| 資料19 | 災害時における放送要請に関する協定 （NHK、ラジオ日本、テレビ神奈川、横浜FM） | ．．． | 資 — 128 |
| 【第8章第2関係】 | | | |
| 資料20 | 水害に関する注意報・警報の種類 及び発表基準 | | 資 — 132 |
| 【第12章第1関係】 | | | |
| 資料21 | 水防準備配備規程＜水防本部用＞ | ．．．．． | 資 — 141 |
| 【第14章第4関係】 | | | |
| 資料22 | 自衛隊の災害派遣要請 | ．．．．． | 資 — 143 |

参考資料

| | | | | |
|---------|------------------------------------|---|---|----|
| 参考資料 1 | 水防法 | 参 | — | 1 |
| 参考資料 2 | 神奈川県水防協議会条例 | 参 | — | 18 |
| 参考資料 3 | 神奈川県水防協議会役員名簿 | 参 | — | 20 |
| 参考資料 4 | 神奈川県水防本部要員服務要領 | 参 | — | 22 |
| 参考資料 5 | 水防配備発令様式<水防本部用> | 参 | — | 25 |
| 参考資料 6 | 命令伝達簿<水防本部用> | 参 | — | 26 |
| 参考資料 7 | 水防体制活動経過様式（水防本部用） | 参 | — | 27 |
| 参考資料8-1 | 雨量, 水位, 河川監視カメラ画像情報のインターネット配信(市町村) | 参 | — | 28 |
| 参考資料8-2 | 雨量, 水位, 河川監視カメラ画像情報のインターネット配信(県民向) | 参 | — | 29 |
| 参考資料8-3 | 雨量, 水位, 河川監視カメラ画像情報の携帯端末配信(県民向) | 参 | — | 30 |
| 参考資料8-4 | 雨量, 水位, 河川監視カメラ画像情報のスマートフォン配信(県民向) | 参 | — | 31 |
| 参考資料 9 | 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 | 参 | — | 32 |
| 参考資料10 | 水防活動関係機関連絡先一覧 【国関係】<水防本部用> | 参 | — | 34 |
| その 2 | 水防活動関係機関連絡先一覧 【県関係】<水防本部用> | 参 | — | 35 |
| その 3 | 水防活動関係機関連絡先一覧 【報道関係】<水防本部用> | 参 | — | 38 |

神奈川県水防計画

第1章 総 則

(目的)

第1 この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(用語の定義)

第2 主な用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

※ 神奈川県では水防事務組合及び水害予防組合がないため市町村となる。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

※ 神奈川県では市町村長となる。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人又はその他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、避難判断水位への到達情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防区域（箇所）

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域（箇所）であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する区域（箇所）をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(20) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

（水防責任）

第3 水防の責任は、次のとおりとする。

1 水防管理団体の責任

水防管理団体である市町村は、その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有し、主に次の事務を行う。

(1) 水防団の設置（法第5条）

(2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）

(3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）

(4) 水位の通報（法第12条第1項）

(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

(6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）

(7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）

(8) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言または勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）

(9) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）

(10) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

(11) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

(12) 警戒区域の設定（法第21条）

(13) 警察官の援助の要求（法第22条）

(14) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

- (15) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (16) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (17) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (18) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (19) （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (20) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- (21) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (22) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (23) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (24) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (25) 消防事務との調整（法第50条）

2 県の責任

県は、県内の水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有し（法第3条の6）、主に次の事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (11) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (12) 水防信号の指定（法第20条）
- (13) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (15) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (16) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (17) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）

- (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (10) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (12) 都道府県等に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

5 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

7 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

（津波における留意事項）

第4 津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

（安全配慮）

第5 洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する

ものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

※ 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象状況を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として、複数人で行う（水門等操作を含む）。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 2以上の都・県にわたる水防事務

（隣接都県との協定）

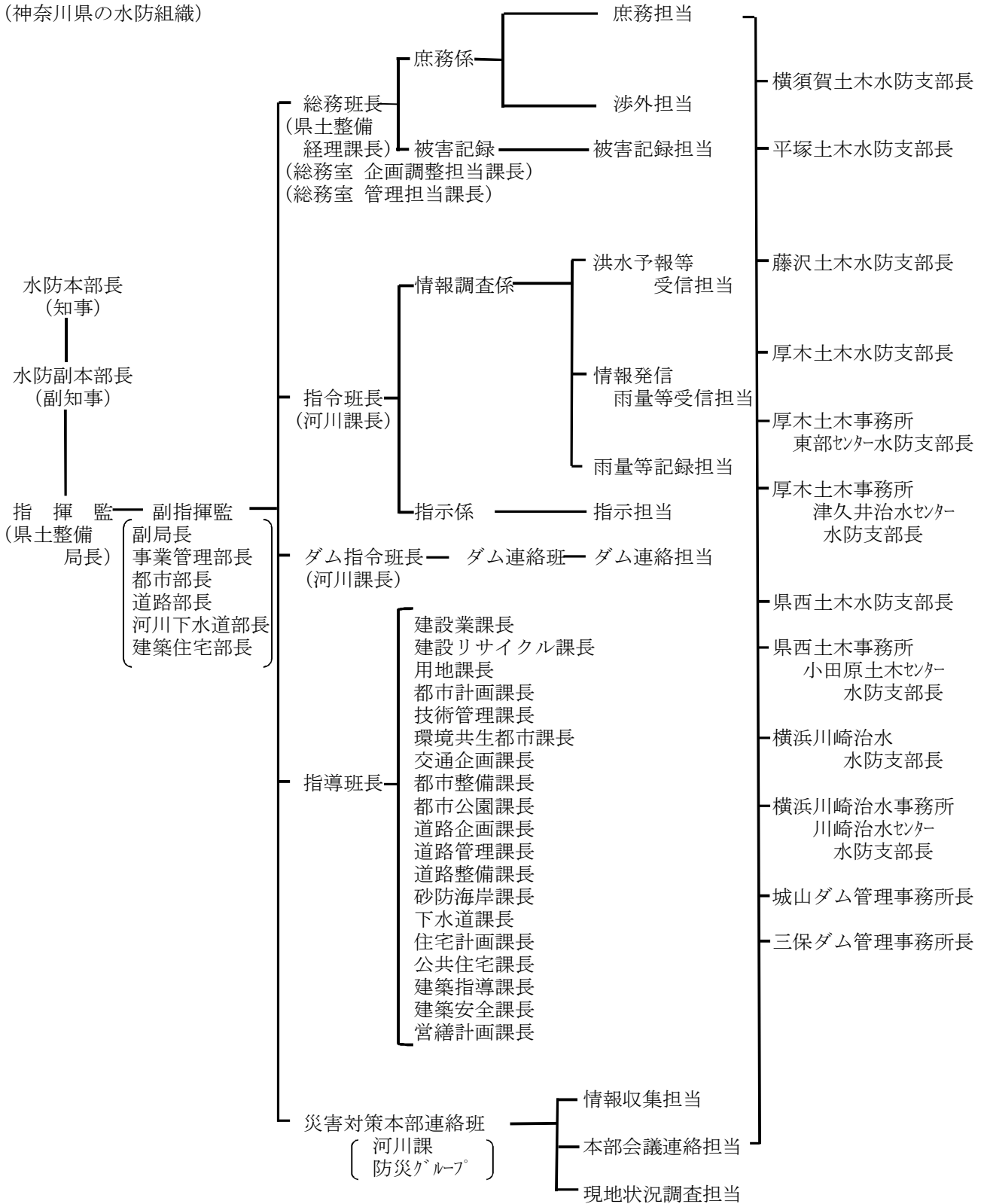
- 第1 県は、東京都、山梨県及び静岡県と水防事務に関し協定を結ぶものとする。
なお、前項の協定の内容は、資料1、資料2及び資料3のとおりである。

第3章 水防組織

（県の水防組織）

- 第1 県の水防組織は、次のとおりとする。

(神奈川県の水防組織)



(備考) 災害対策本部連絡班は、災害対策本部設置にいたらない場合であつても、くらし安全防災局との連絡調整に努めるものとする。

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の県土整備部の組織として活動する。

(水防事務分掌)

第2 県の水防組織の事務分掌は、次のとおりとする。

1 水防本部

(1) 総務班

[庶務担当] 水防本部要員の決定並びに招集、給食、緊急自動車の確保、配車、水防事務の取りまとめ、立案及び報告に関すること。

[渉外担当] 各関係機関における連絡、自衛隊派遣の要請及び渉外連絡に係る事項並びに公用負担の指導に関すること。

[被害記録担当] 水防時における河川、道路、急傾斜地等の被害状況の収集及び取りまとめ並びに各班への被害記録の伝達に関すること。

(2) 指令班

[洪水予報等受信担当]

洪水予報等気象情報の受信及び記録、並びにテレビ・ラジオの情報及び記録に関すること。

[情報発信、雨量等受信担当]

水防支部への洪水予報及びテレメーター雨量の発信、雨量推移等の照会、水防支部からの雨量水位その他報告事項の受信に関すること。

[雨量等記録担当] 雨量水位その他報告事項の取りまとめ、並びに横浜地方気象台への雨量及び水位の通報に関すること。

[指示担当] 水防警報その他指示事項の立案、状況の把握及び判定に関すること。

(3) ダム指令班

[ダム連絡担当] 城山ダム及び三保ダムの放流に係る記録、受信及び取りまとめ、洪水調節の判定及び連絡並びに水位情報等の関係水防支部への連絡に関すること。

(4) 指導班

各所掌事務に係る水防作業の現地指導に関すること。

(5) 災害対策本部連絡班

[情報収集担当] 雨量、水位、ダム放流、被害等の情報収集、資料の編成及び災害対策本部への連絡に関すること。

[本部会議連絡担当] 災害対策本部の要求資料の収集、回収及び連絡に関すること。

[現地状況調査担当] 河川、道路、急傾斜地の崩壊等の状況調査、自衛隊資料及び輸送に関すること。

2 水防支部

各水防支部において定める水防実施要領に係る事項全般に関すること。

3 城山ダム管理事務所

城山ダム操作規則に基づくダム操作及び関係機関への連絡に関すること。

4 三保ダム管理事務所

神奈川県三保ダム操作規則に基づくダム操作及び関係機関への連絡に関すること。

(指定水防管理団体及び水防管理団体の組織)

- 第3 指定水防管理団体は、その区域内の水防が十分に行われるよう各水防支部長と協議のうえ、組織等の体制を定めて事務を処理するものとする。
- 2 その他の水防管理団体は、前項に準じて組織等を定めるものとする。
- 3 各水防管理団体の水防団及び消防機関の状況は、別表第1のとおりである。
- 4 水防管理者は、水防法第37条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずる国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体に指定することができる。(法第36条)

第4章 監視警戒及び重要水防区域

(常時監視)

- 第1 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時、区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。(法第9条)

(非常警戒)

- 第2 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、気象の悪化が予想されるときは、第1に述べた監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即した措置を講じなければならない。
- (備考) 第11章及び第12章を参照のこと。

(河川の重要水防区域及び箇所)

- 第3 県内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を別表第2から第6までのとおり定める。

(海岸の重要水防区域及び箇所)

- 第4 県内の海岸のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を別表第7から第10までのとおり定める。

第5章 ダム、水門等及びその操作

(分水路・遊水地等の操作)

第1 水防支部の管理する次表の分水路・遊水地等については、当該分水路等について定められた規則、要領等により操作する。

| 名 称 | 水防支部名 | 規則又は要領の名称 |
|----------|-------------------|----------------------|
| 大庭遊水地 | 藤沢土木 | 大庭遊水地ゲート操作要領 |
| 境川遊水地 | 藤沢土木 | 境川遊水地ゲート操作要領 |
| 栗原遊水地 | 厚木土木事務所東部センター | 目久尻川栗原遊水地排水施設操作要領(案) |
| 鳩川分水路 | 厚木土木事務所東部センター | 海老名分水路(鳩川)ゲート操作要領 |
| 本郷根岸遊水地 | 厚木土木事務所津久井治水センター | 本郷根岸遊水地ゲート操作要領 |
| 芦の湖湖尻水門 | 県西土木事務所小田原土木センター | 芦の湖湖尻水門操作規則 |
| 大岡川分水路 | 横浜川崎治水 | 大岡川分水路取水庭ゲート操作規則(案) |
| 帷子川分水路 | 横浜川崎治水 | 帷子川分水路取水庭ゲート操作規則 |
| 金井遊水地 | 横浜川崎治水 | 柏尾川金井遊水地操作規則(案) |
| 川和遊水地 | 横浜川崎治水 | 鶴見川川和遊水地操作規則(案) |
| 恩廻公園調節池 | 横浜川崎治水事務所川崎治水センター | 恩廻公園調節池操作規則 |
| 鳥山川遊水地 | 横浜川崎治水 | 鳥山川遊水地操作要領 |
| 今井川地下調節池 | 横浜川崎治水 | 今井川地下調節池排水操作要領(案) |
| 宇田川遊水地 | 横浜川崎治水 | 宇田川遊水地操作要領 |
| 舞岡川遊水地 | 横浜川崎治水 | 舞岡川遊水地操作要領(案) |

(ダムの操作)

第2 水防上重大な関係を有する次表のダムについては、当該ダムについて定められた規則又は規程(資料4～11)により操作する。

| 名 称 | 管 理 者 | 規則又は規程の名称 | 備 考 |
|-------|--------------------------------|-----------------|------|
| 三保ダム | 三保ダム管理事務所長 企業庁酒匂川水系ダム管理事務所長 | 神奈川県三保ダム操作規則 | 資料4 |
| 城山ダム | 城山ダム管理事務所長 企業庁相模川水系ダム管理事務所長 | 城山ダム操作規則 | 資料5 |
| 宮ヶ瀬ダム | 相模川水系広域ダム管理事務所長 | 宮ヶ瀬ダム操作規則 | 資料6 |
| 小河内ダム | ダム管理主任(東京都水道局) | 東京都水道局小河内ダム操作規程 | 資料7 |
| 相模ダム | ダム管理主任(企業庁) | 神奈川県相模ダム操作規程 | 資料8 |
| 道志ダム | ダム管理主任(企業庁) | 神奈川県道志ダム操作規程 | 資料9 |
| 玄倉ダム | ダム管理主任(企業庁) | 神奈川県玄倉ダム操作規程 | 資料10 |
| 熊木ダム | ダム管理主任(企業庁) | 神奈川県熊木ダム操作規程 | 資料11 |

(取水堰及び水門等の操作)

第3 水防管理者は、その区域における農業用取水堰、水門及び樋門を把握し、その管理者が適切な操作を行うことができるよう、水災を防止するための措置を講じておくものとする。

河口部・海岸部の水門、防潮扉等の管理者は、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作させないなど、操作員の安全確保を最優先にするものとする。

2 水防上重大な関係を有する次表の取水堰等については、当該取水堰等について定められた要領規程等(資料12～16)により操作する。

| 名 称 | 管 理 者 | 要 領、規 程 等 の 名 称 | 備 考 |
|---------|----------------------------|-----------------|------|
| 寒川取水堰 | 企業庁相模川水系ダム管理事務所長 | 寒川取水施設管理規程 | 資料12 |
| 二ヶ領用水水門 | 川 崎 市 長 | 二ヶ領用水水門操作協約 | 資料13 |
| 飯泉取水施設 | 神奈川県内広域水道企業団 飯泉取水管理事務所長 | 飯泉取水施設管理規程 | 資料14 |
| 相模取水施設 | 神奈川県内広域水道企業団 社家取水管理事務所長 | 相模取水施設管理規程 | 資料15 |
| 羽村取水堰 | 東京都水道局長 | 羽村取水堰操作規程 | 資料16 |

3 県内の取水堰及び防潮扉等は、別表第11から14のとおりとする。

第6章 資器材及び設備の整備運用並びに輸送

(水防管理者の水防用資器材及び設備の整備)

第1 水防管理者は、その管内における水防を十分果たせるよう水防倉庫等の設備及び水防用資器材整備するとともに、資器材の緊急調達の方法についてあらかじめ定めておくものとする。

2 水防管理者は、重要水防区域内の水防倉庫に次の基準表に準拠し、水防用資器材を備蓄するものとする。

| 品 名 | 数 量 | 品 名 | 数 量 |
|-----------|---------|---------|-------|
| 土 の う 類 | 2,500 俵 | 照 明 灯 | 2 台 |
| な わ 類 | 100 kg | 一 輪 車 | 3 台 |
| 丸 太 類 | 100 本 | 掛 矢 | 3 丁 |
| 鉄 線 蛇 籠 | 20 本 | ス コ ッ プ | 20 丁 |
| 鉄 線 | 200 kg | つ る は し | 3 丁 |
| 鎌 | 5 丁 | か す が い | 100 本 |
| な た 類 | 2 丁 | の こ ぎ り | 3 丁 |
| ペ ン チ | 3 丁 | カ ッ タ ー | 1 丁 |
| 携 帯 発 電 機 | 1 台 | | |

(県の水防用資器材及び設備の整備)

第2 県は、緊急事態に対処できるよう各水防支部に水防倉庫を設置し、水防用資器材を整備する。水防用資器材の整備の基準については、本章第1に準ずるものとする。

- 2 水防用資器材は、水防管理者が自らの備蓄資器材を使用し、さらに緊急調達してもなお不足をきたした場合で、水防管理者の要請に基づき水防支部長がこれを認めたときは、支給することができる。
- 3 各水防支部長は、市町村等の要請に基づき緊急事態において県所管の水防用資器材を地震災害等他の災害対策のために支給できるものとする。
- 4 水防倉庫の設置状況は、別表第15のとおりである。

(輸送の確保)

第3 各水防支部及び水防管理団体は、あらゆる非常事態を想定し、水防用資器材の調達及び作業員の輸送を確保するため経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

なお、緊急輸送のための交通の確保等の交通対策については、神奈川県地域防災計画による。

(参考) 神奈川県地域防災計画(風水害等災害対策計画) 抜粋

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要がある、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

(中略)

1 交通の確保

(中略)

(3) 道路の応急復旧等

ア 国等

(ア) 国土交通省関東地方整備局

国土交通省関東地方整備局は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、誘導等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努めるとともに、応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。

(イ) 中日本高速道路(株)及び東日本高速道路(株)

中日本高速道路(株)及び東日本高速道路(株)は、災害発生時に、非常災害対策本部を設置し、次により災害応急対策を実施します。

- a 県、市町村及び防災関係機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を行います。
- b 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力します。
- c 災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努めます。
- d 災害発生時に消防機関が行う救急活動に協力します。

(ウ) 首都高速道路(株)

首都高速道路(株)は、災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図ります。

- a 災害が発生したときは、首都高速道路(株)は県公安委員会の交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報します。
- b 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努めます。
- c 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努めます。
- d 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じます。
- e 県、市及び関係防災機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち、相互協力を行います。

イ 県

県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による災害時の情報収集体制を強化し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。また、他の道路管理者の管理する道路についても、早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行います。なお、農道、林道及び臨港道路の管理者は、道路の機能確保に努めます。

さらに、県管理道路においても応援を必要とするときは、関係機関に応援要請を行います。

具体的な復旧作業については、県土整備局の土木事務所ごとに、各地区建設業団体等との間に締結した災害協定に基づき応急復旧を実施します。

復旧状況については、速やかに県災害対策本部県土整備局指令班に報告又は通報します。

ウ 市町村

市町村は、それぞれの計画に定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、道路機能の確保を図ります。

エ その他

- (ア) 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めます。
- (イ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

(後略)

第7章 通信連絡

(通信連絡施設等の整備強化)

第1 県及び水防管理団体は、水防情報が速やかに水防実施機関に届くよう通信連絡施設等を整備し、水防時における情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう努めるものとする。

県の通信系統は、「水防時における通信連絡基本系統図〔その1〕から〔その9〕まで」のとおりとする。

(水防本部と水防支部等との間の通信連絡)

第2 水防本部と水防支部等との間の通信連絡は、防災行政通信網、加入電話により迅速、かつ適切に行うものとする。

なお、県の防災行政通信網回線系統図、各水防支部の移動局は、資料17及び資料18のとおりである。

(水防管理団体の通信連絡)

第3 水防管理団体は、迅速に通信連絡を図るとともに、電話不通時に備えての対策を講じておくものとする。

2 水防管理団体は、水防団及び消防機関等との連絡のために加入電話又は有線放送等を水防時に使用することを協定し、非常電話ができるよう措置しておくものとする。

(報道機関の活用)

第4 異常気象情報及び避難等の伝達については、放送局の協力によりこれを報道するものとする。

なお、水防時における県の日本放送協会横浜放送局、ラジオ日本、テレビ神奈川及び横浜エフエム放送(株)との協定は、資料19のとおりである。

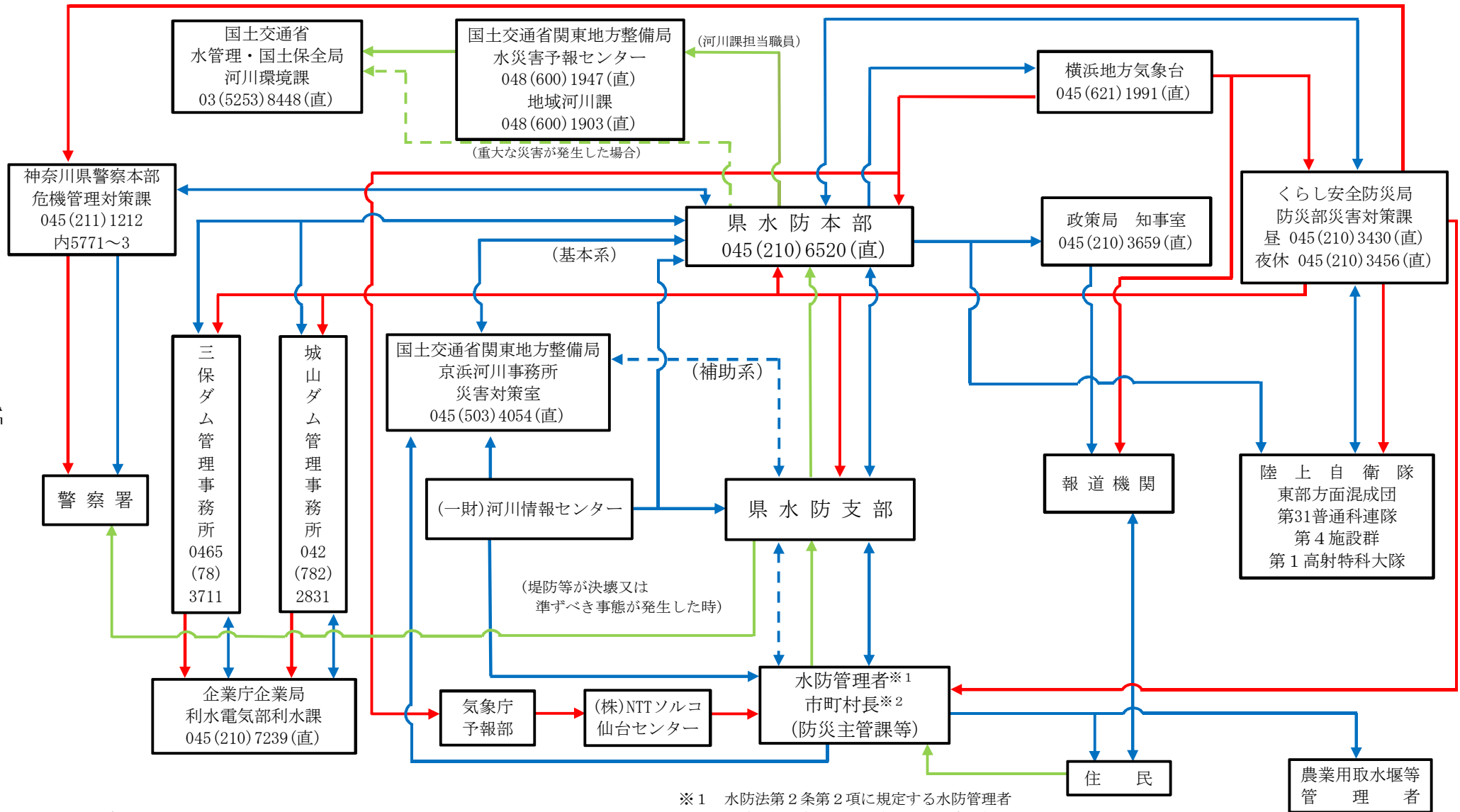
(災害時優先通信の取り扱い)

第5 災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制(大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある)が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

水防時における通信連絡基本系統図
(基本情報連絡関係) [その1]

平成30年4月1日



凡例

→ 気象関係通報

→ 水防警報・氾濫危険情報 (洪水特別警戒水位情報) 等の通報

→ 特殊事項の通報 (河川等の災害発生の際 (水防時における緊急事項は、NHK横浜放送局、ラジオ日本、テレビ神奈川 FMヨコハマを通じて一般に周知されるようになっている。))

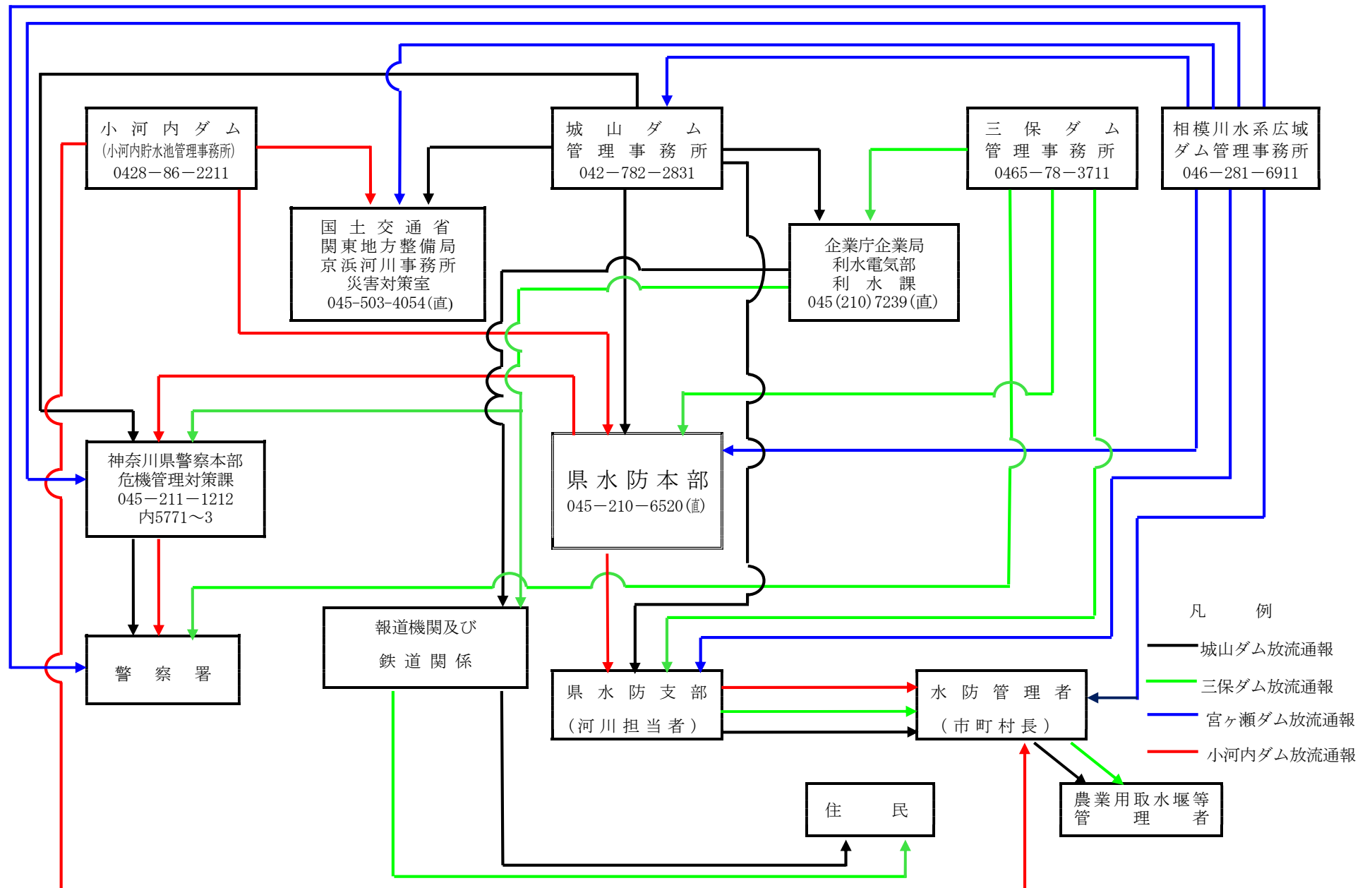
※1 水防法第2条第2項に規定する水防管理者

※2 水防法第13条の4に規定する関係市町村の長

水防時における通信連絡基本系統図〔その2〕

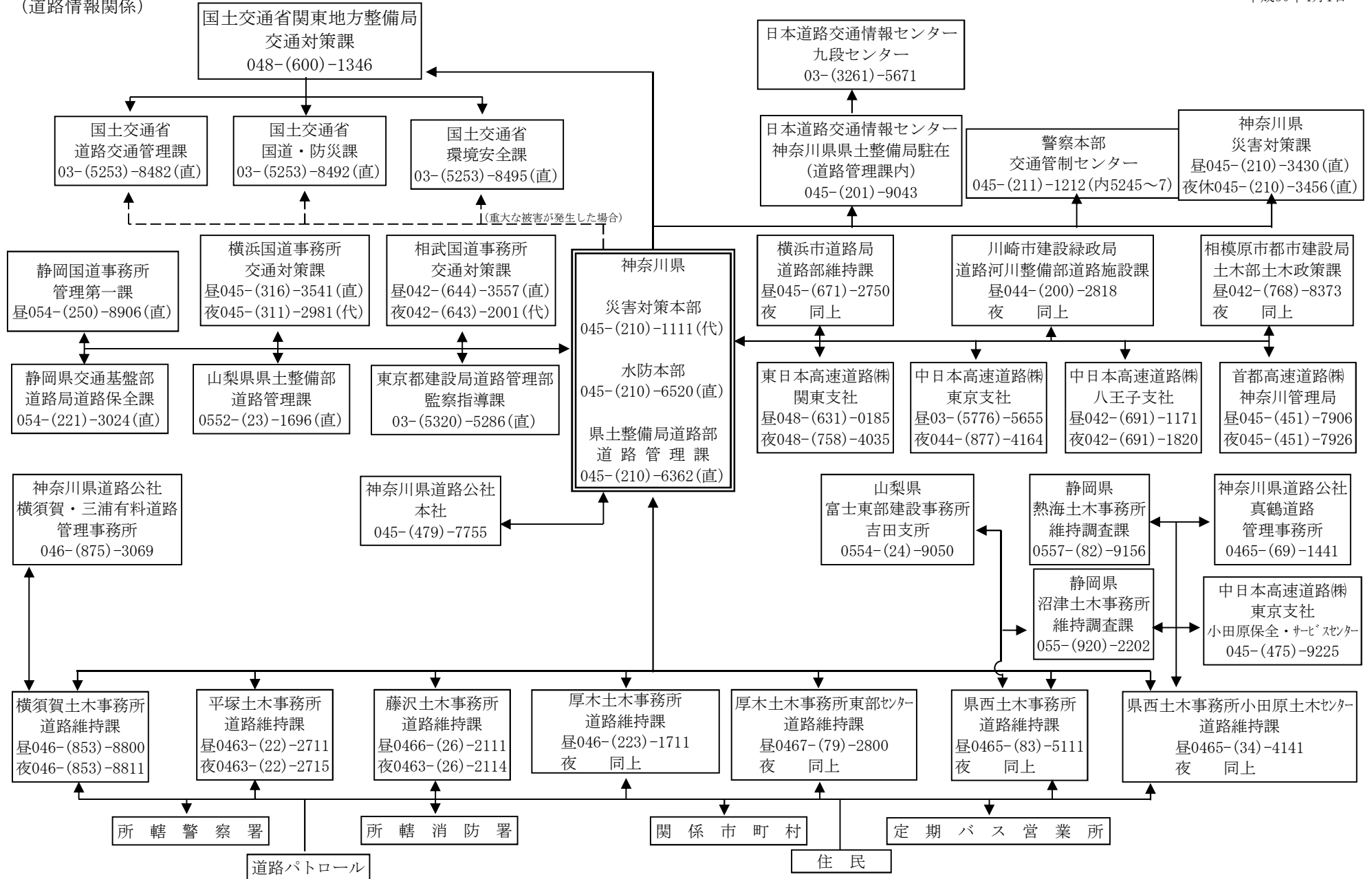
(ダム放流関係)

平成30年4月1日



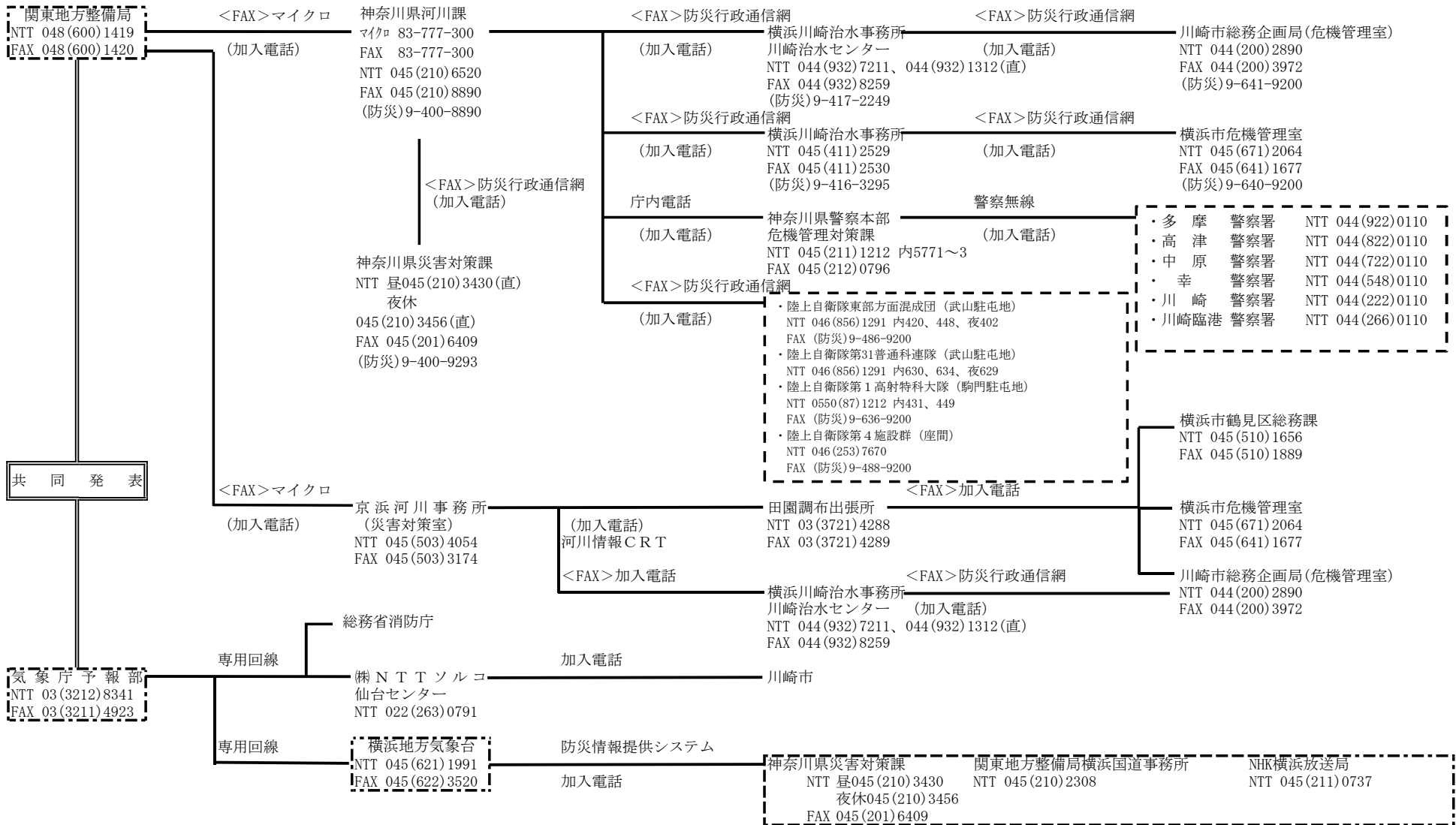
水防時における通信連絡系統図〔その3〕
(道路情報関係)

平成30年4月1日



水防時における通信連絡基本系統図[その4]
(多摩川洪水予報系統図)

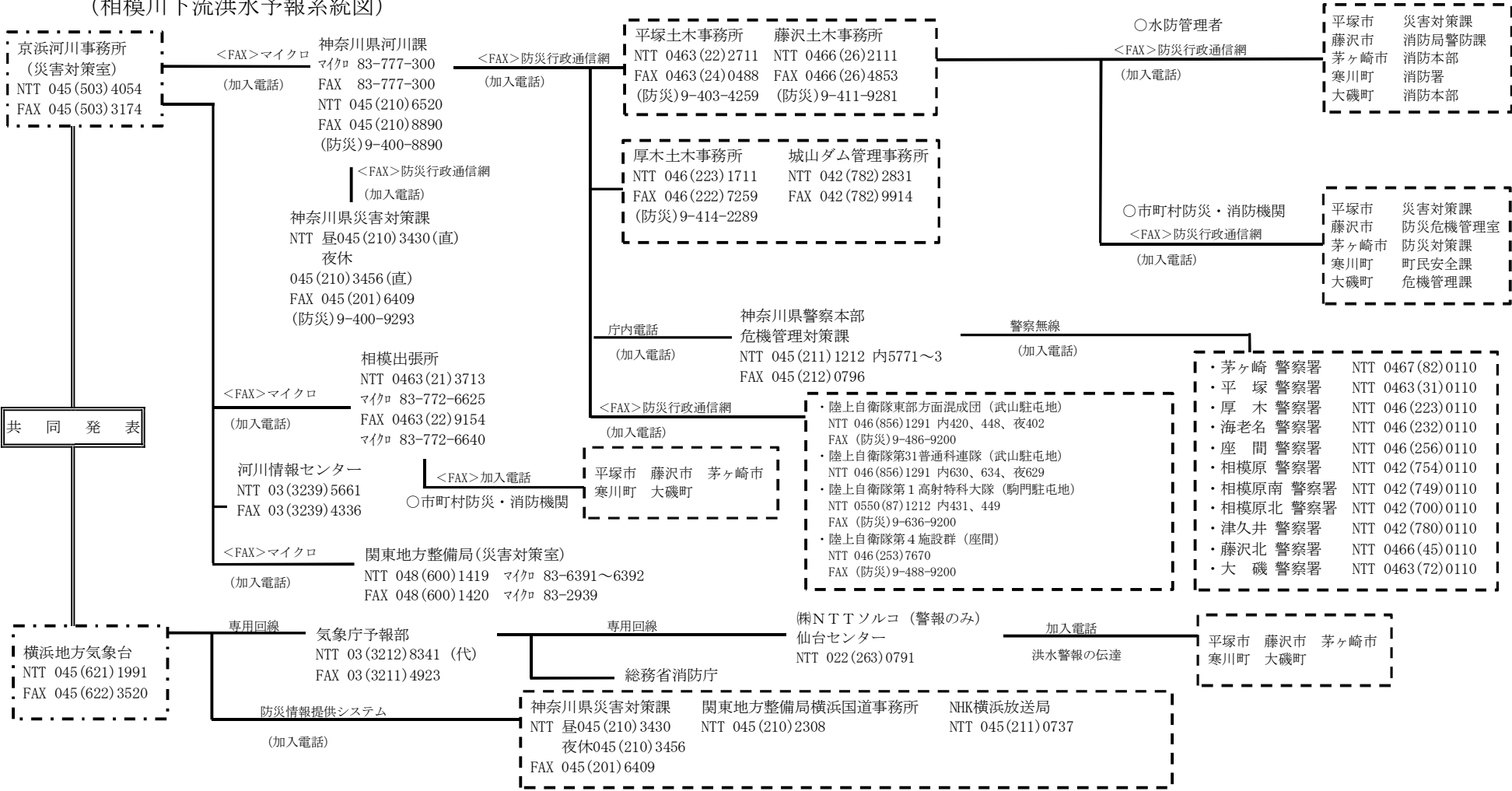
平成30年4月1日



※上側に基本通信方を記し、下側括弧をして予備通信法を記す。

水防時における通信連絡基本系統図[その5]
(相模川下流洪水予報系統図)

平成30年4月1日



共同発表

○水防管理者連絡先(水防警報伝達先)

| 水防管理者名 | FAX番号 | 水防管理者名 | FAX番号 |
|---------------|---------------------------------------|-------------|---------------------------------------|
| 平塚市 災害対策課 | 0463-21-1525 (NTT) 9-551-9200 (防災) | 寒川町 消防署 | 0467-75-9119 (NTT) 9-568-9300 (防災) |
| 藤沢市 消防局警防課 | 0466-22-8184 (NTT) 9-553-9209 (防災) | 大磯町 消防本部 | 0463-61-7412 (NTT) 9-569-9300 (防災) |
| 茅ヶ崎市 消防本部 | 0467-85-1112 (NTT) 9-555-9220 (防災) | - | - |

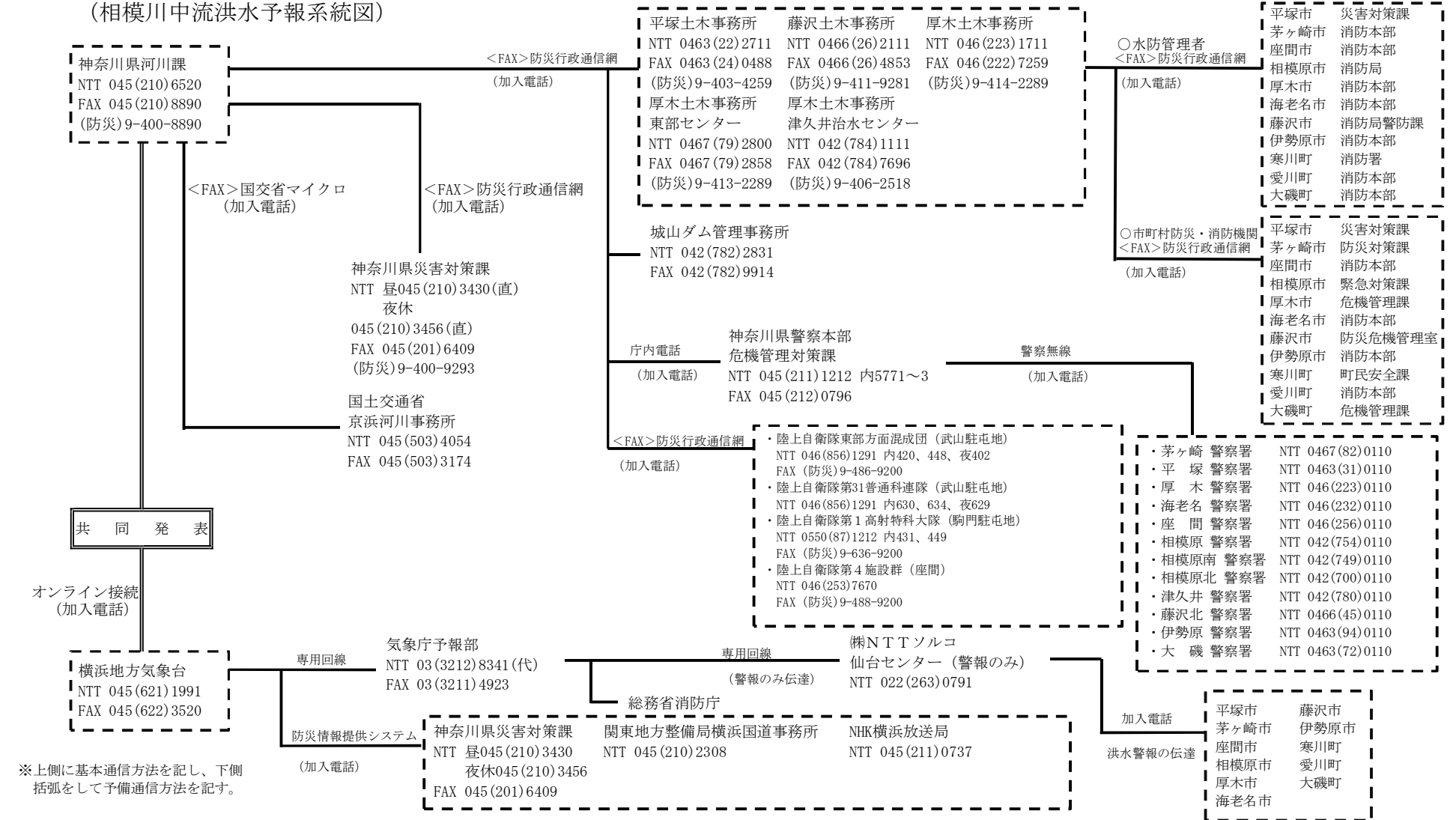
○市町村防災・消防機関連絡先 (氾濫警戒情報等伝達先)

| 市町村名 | FAX番号 | 市町村名 | FAX番号 |
|----------------|---------------------------------------|--------------|---------------------------------------|
| 平塚市 災害対策課 | 0463-21-1525 (NTT) 9-551-9200 (防災) | 寒川町 町民安全課 | 0467-74-9141 (NTT) 9-568-9200 (防災) |
| 藤沢市 防災危機管理室 | 0466-50-8401 (NTT) 9-553-9220 (防災) | 大磯町 危機管理課 | 0463-61-1991 (NTT) |
| 茅ヶ崎市 防災対策課 | 0467-82-1540 (NTT) 9-555-9200 (防災) | - | - |

※上側に基本通信方法を記し、下側括弧にして予備通信方法を記す。

水防時における通信連絡基本系統図[その6]
(相模川中流洪水予報系統図)

平成30年4月1日



○水防管理者連絡先(水防警報伝達先)

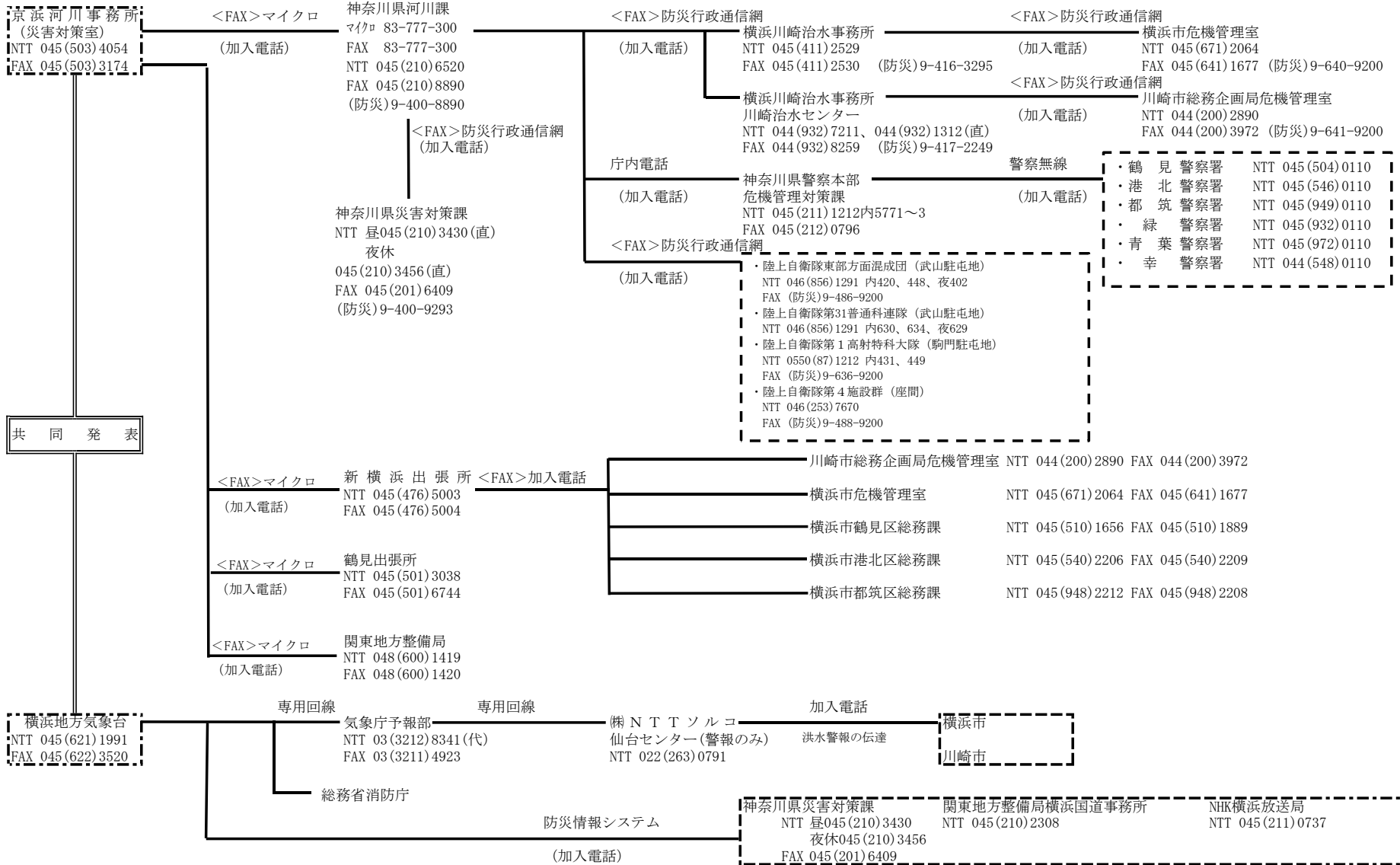
| 水防管理者名 | FAX番号 | 水防管理者名 | FAX番号 | 水防管理者名 | FAX番号 |
|-----------|-------------------------------------|------------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|
| 平塚市 災害対策課 | 0463-21-1525(NTT) 9-551-9200(防災) | 厚木市 消防本部 | 046-224-5370(NTT) 9-560-9300(防災) | 寒川町 消防署 | 0467-75-9119(NTT) 9-568-9300(防災) |
| 茅ヶ崎市 消防本部 | 0467-85-1112(NTT) 9-555-9306(防災) | 海老名市 消防本部 | 046-234-7541(NTT) 9-563-9200(防災) | 愛川町 消防本部 | 046-285-9119(NTT) 9-579-9200(防災) |
| 座間市 消防本部 | 046-256-2215(NTT) 9-564-9300(防災) | 藤沢市 消防局警防課 | 0466-22-8184(NTT) 9-553-9209(防災) | 大磯町 消防本部 | 0463-61-7412(NTT) 9-569-9300(防災) |
| 相模原市 消防局 | 042-751-9111(NTT) 9-557-9200(防災) | 伊勢原市 消防本部 | 0463-97-2158(NTT) 9-562-9300(防災) | - | - |

○市町村防災・消防機関連絡先(氾濫警戒情報等伝達先)

| 市町村名 | FAX番号 | 市町村名 | FAX番号 | 市町村名 | FAX番号 |
|------------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 平塚市 災害対策課 | 0463-21-1525(NTT) 9-551-9200(防災) | 厚木市 危機管理室 | 046-223-0173(NTT) 9-560-9200(防災) | 寒川町 町民安全課 | 0467-74-9141(NTT) 9-568-9200(防災) |
| 茅ヶ崎市 防災対策課 | 0467-82-1540(NTT) 9-555-9200(防災) | 海老名市 消防本部 | 046-234-7541(NTT) 9-563-9200(防災) | 愛川町 消防本部 | 046-285-9119(NTT) 9-579-9200(防災) |
| 座間市 消防本部 | 046-256-2215(NTT) 9-564-9300(防災) | 藤沢市 防災危機管理室 | 0466-50-8401(NTT) 9-553-9220(防災) | 大磯町 危機管理課 | 0463-61-1991(NTT) |
| 相模原市 緊急対策課 | 042-751-9128(NTT) 9-557-9200(防災) | 伊勢原市 消防本部 | 0463-97-2158(NTT) 9-562-9300(防災) | - | - |

水防時における通信連絡基本系統図[その7]
(鶴見川洪水予報系統図)

平成30年4月1日

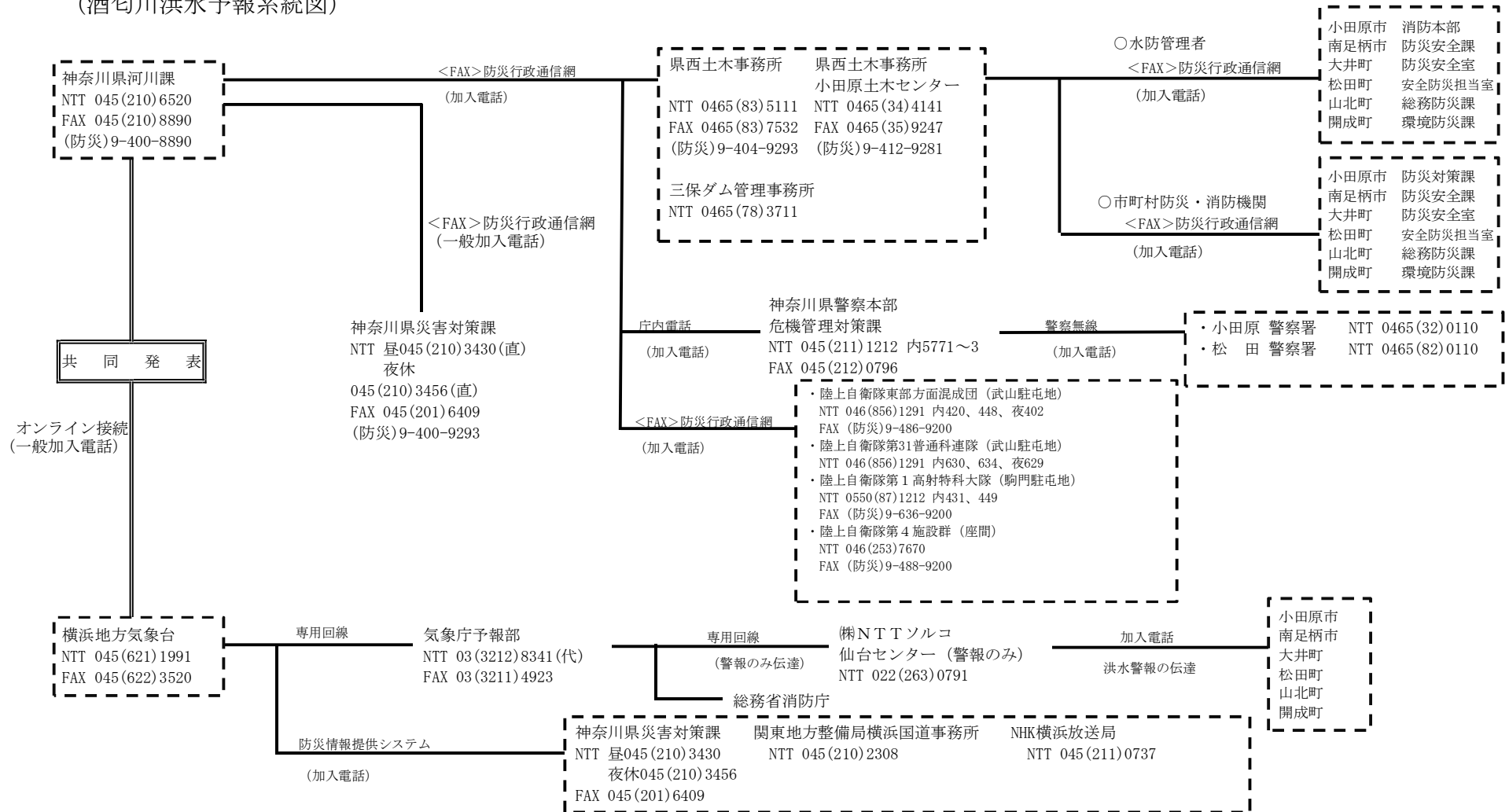


共同発表

※上側に基本通信方を記し、下側に括弧をして予備通信法を記す。

水防時における通信連絡基本系統図[その8]
(酒匂川洪水予報系統図)

平成30年4月1日



○水防管理者連絡先(水防警報伝達先)

| 水防管理者名 | FAX番号 | 水防管理者名 | FAX番号 |
|---------------|---------------------------------------|----------------|---------------------------------------|
| 小田原市 消防本部 | 0465-49-2591 (NTT) 9-554-9200 (防災) | 松田町 安全防災担当室 | 0465-83-1229 (NTT) 9-573-9200 (防災) |
| 南足柄市 防災安全課 | 0465-72-1328 (NTT) 9-565-9200 (防災) | 山北町 総務防災課 | 0465-75-3660 (NTT) 9-574-9200 (防災) |
| 大井町 防災安全室 | 0465-82-9965 (NTT) 9-572-9200 (防災) | 開成町 環境防災課 | 0465-82-3274 (NTT) 9-575-9200 (防災) |

○市町村防災・消防機関連絡先(氾濫警戒情報等伝達先)

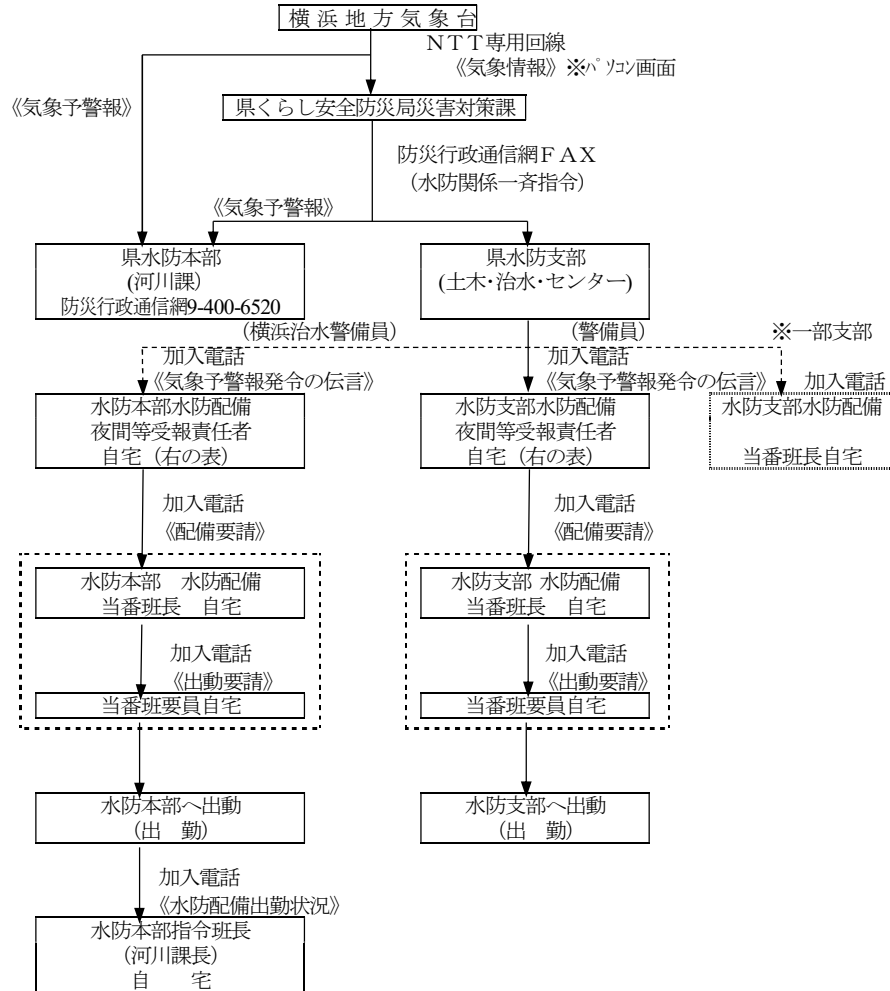
| 市町村名 | FAX番号 | 市町村名 | FAX番号 |
|---------------|---------------------------------------|----------------|---------------------------------------|
| 小田原市 防災対策課 | 0465-33-1858 (NTT) | 松田町 安全防災担当室 | 0465-83-1229 (NTT) 9-573-9200 (防災) |
| 南足柄市 防災安全課 | 0465-72-1328 (NTT) 9-565-9200 (防災) | 山北町 総務防災課 | 0465-75-3660 (NTT) 9-574-9200 (防災) |
| 大井町 防災安全室 | 0465-82-9965 (NTT) 9-572-9200 (防災) | 開成町 環境防災課 | 0465-82-3274 (NTT) 9-575-9200 (防災) |

※上側に基本通信方法を記し、下側に括弧をして予備通信方法を記す。

水防時における通信連絡基本系統図〔その9〕

(夜間及び休日等の執務時間外における気象等注意報警報発表に伴う受伝達関係)

連絡系統図



夜間等執務時間外における受報責任者一覧表

平成30年4月1日現在

| 機関名 | 第1受報責任者 | 第2受報責任者 | 第3受報責任者 | 事務所等連絡先 |
|-------------------------|--------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 水防本部 | 河川課 技師 関口 慧斗 | 河川課 主査 小田 三千雄 | 河川課 技師 泉 聡一郎 | 045(210)6520 |
| 横須賀土木支部 | 河川砂防課長 福田 実 | 急傾斜地第一課長 畑澤 俊 | 急傾斜地第二課長 高岡 達也 | 046(853)8800 |
| 平塚土木支部 | 河川砂防第一課長 中川 徹 | 河川砂防第二課長 川澄 昇一 | 河川砂防第一課 副技幹 牧野 国博 | 0463(22)2711 (夜間) 0463(22)2715 |
| 藤沢土木支部 | 河川砂防第一課長 小山 真生 | 河川砂防第二課長 伊藤 肇 | 河川砂防第一課 副技幹 西島 和隆 | 0466(26)2111 (夜間) 0466(26)2114 |
| 厚木土木支部 | 河川砂防課長 森 茂 | 相模川環境課長 松岡 功 | 河川砂防課 副技幹 大場 信二 | 046(223)1711 |
| 厚木土木事務所 東部センター支部 | 河川砂防課長 大場 由弘 | 河川砂防課 副技幹 宮村 直樹 | | 0467(79)2800 |
| 厚木土木事務所 津久井治水センター支部 | 工務課長 小林 正人 | 工務課 副技幹 古山 隆行 | | 042(784)1111 |
| 県西土木支部 | 河川砂防第一課長 山口 勝剛 | 河川砂防第二課長 間ヶ部 健夫 | 河川砂防第一課 副技幹 瀬戸 敏 | 0465(83)5111 |
| 県西土木事務所 小田原土木センター支部 | 河川砂防第一課長 大谷 文夫 | 河川砂防第二課長 米山 高之 | 河川砂防第一課 副技幹 吉澤 重男 | 0465(34)4141 |
| 横浜川崎治水支部 | 河川第一課長 小田 郁夫 | 河川第二課長 於保 茂治 | 急傾斜地第一課長 山口 一夫 | 045(411)2500 |
| 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター支部 | 工務課長 入山 浩壺 | 工務課 副技幹 成田 相徳 | | 044(932)7211 |

第8章 洪水予報等

(水防活動用の注意報・警報及び波浪警報の連絡)

第1 水防本部長及び水防支部長は、横浜地方気象台が発表する水防活動用の注意報・警報及び波浪警報の通報を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図〔その1〕」(第七章第1)により通信連絡するものとする。(法第10条第1項、気象業務法第15条第2項)

(水防活動用の注意報・警報及び波浪警報の種類)

第2 水防活動用の注意報・警報と対応する一般の利用の注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。また、これらの詳細は資料20、様式は第1号様式のとおりである。

| 水防活動の利用に適合する注意報・警報 | 一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報 | 発表基準 |
|--------------------|-----------------------|---|
| 水防活動用 気象注意報 | 大雨注意報 | 大雨による災害が発生する恐れがあると予想したとき |
| 水防活動用 気象警報 | 大雨警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| | 大雨特別警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき |
| 水防活動用 洪水注意報 | 洪水注意報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 水防活動用 洪水警報 | 洪水警報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| | 波浪警報 | 風浪、うねりなどによって、重大な災害の起こるおそれがあるとき |
| | 波浪特別警報 | 風浪、うねりなどによって、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいとき |
| 水防活動用 高潮注意報 | 高潮注意報 | 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 水防活動用 高潮警報 | 高潮警報 | 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| | 高潮特別警報 | 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき |
| 水防活動用 津波注意報 | 津波注意報 | 津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 水防活動用 津波警報 | 津波警報 | 津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| | 津波特別警報 | 津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき(「大津波警報」の名称で発表する) |

(洪水予報の種類及び発表基準)

第3 知事は、国土交通大臣が指定した河川について、洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

| 種類 | 発表基準 |
|--------|--|
| 氾濫注意情報 | 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき |
| 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき |
| 氾濫危険情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき |
| 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき |

（国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の河川名、区域）

第4 国土交通省と気象庁で洪水予報を行う河川名、区域については次のとおりである。

（国土交通省関東地方整備局と気象庁で行う洪水予報河川）

| 河川名 | 管理者 | 実施区間 |
|--------------|-------|---|
| 多摩川水系 多摩川 | 国土交通省 | 左岸：東京都青梅市大柳 1575 番地先から海まで 右岸：同市畑中 1 丁目 18 番地先から海まで |

（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所と横浜地方气象台で行う洪水予報河川）

| 河川名 | 管理者 | 実施区間 |
|------------------|-------|--|
| 鶴見川水系 鶴見川 | 国土交通省 | 左岸：神奈川県横浜市都筑区川向町 634 番地先から海まで 右岸：同市港北区小机町 1795 番地先から海まで |
| 相模川水系 相模川（下流） | 国土交通省 | 左岸：神奈川県高座郡寒川町一の宮 3175 番地先から海まで 右岸：神奈川県平塚市田村 6256 番地先から海まで |

（県と気象庁で行う洪水予報の河川名、区域）

第5 神奈川県と気象庁で洪水予報を行う河川名、区域については次のとおりである。

（神奈川県と横浜地方气象台が共同で行う洪水予報河川）

| 河川名 | 管理者 | 実施区間 |
|------------------|------|---|
| 相模川水系 相模川（中流） | 神奈川県 | 左岸：神奈川県相模原市緑区川尻字向原地先から高座郡寒川町一の宮地先まで 右岸：神奈川県相模原市緑区小倉字宮原地先から平塚市田村宮ノ前地先まで |
| 酒匂川水系 酒匂川 | 神奈川県 | 左岸：神奈川県足柄上郡山北町山北字役野から海まで 右岸：神奈川県足柄上郡山北町平山字屋久野から海まで |

（多摩川の洪水予報）

第6 水防本部長及び水防支部長は、国土交通省関東地方整備局と気象庁とが共同で発表する多摩川洪水予報を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図〔その4〕（多摩川洪水予報系統図）」（第7章第1）により通信連絡するものとする。（法第10条第3項、気象業務法第15条第2項）

(相模川下流の洪水予報)

第7 水防本部長及び水防支部長は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所と横浜地方気象台とが共同で発表する相模川下流洪水予報を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図〔その5〕(相模川下流洪水予報系統図)」(第7章第1)により通信連絡するものとする。(法第10条第3項、気象業務法第15条第2項)

(相模川中流の洪水予報)

第8 水防支部長は、神奈川県と横浜地方気象台とが共同で発表する相模川中流洪水予報を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図〔その6〕(相模川中流洪水予報系統図)」(第7章第1)により通信連絡するものとする。(法第11条、気象業務法第15条第2項)

(鶴見川の洪水予報)

第9 水防本部長及び水防支部長は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所と横浜地方気象台とが共同で発表する鶴見川洪水予報を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図〔その7〕(鶴見川洪水予報系統図)」(第7章第1)により通信連絡するものとする。(法第10条第3項、気象業務法第15条第2項)

(酒匂川の洪水予報)

第10 水防支部長は、神奈川県と横浜地方気象台とが共同で発表する酒匂川洪水予報を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図〔その8〕(酒匂川洪水予報系統図)」(第7章第1)により通信連絡するものとする。(法第11条、気象業務法第15条第2項)

(洪水予報河川の基準地点・基準水位)

第11 洪水予報河川の基準地点・基準水位は、別表22のとおりである。
また、洪水予報発表様式は、第1号様式(その11~13)のとおりとする。

第9章 水位周知河川における水位到達情報

(種類及び発表基準)

第1 知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受け取ったとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位(法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位)に達した時は、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

| 種類 | 発表基準 |
|--------|---------------------------------|
| 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき |
| 氾濫危険情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき |

(水位到達情報の通知及び周知を行う河川名、区域)

第2 法第13条第1項及び第2項の規定により国土交通大臣及び知事が水位到達情報の通知を行う河川は、別表第23のとおりである。なお、水位周知河川の指定は、河川名、河川の起点及び終点並びに水位観測所名及びその水位観測所における洪水特別警戒水位を本水防計画の別表第23に規定することにより行う。

(洪水特別警戒水位の通知及び周知)

第3 水防本部長及び水防支部長が洪水特別警戒水位の通知を行ったとき又は国土交通大臣からその通知を受けたときは、水防本部長及び水防支部長は、「水防時における通信連絡基本系統図〔その1〕」(第7章第1)により、関係水防管理者等に通知するとともに、水防本部長は知事室を通じ報道機関に周知する。

また、河川が2以上の水防支部にわたる場合は、上流側の水防支部長は下流側の水防支部長へ、その旨を直ちに通知するものとする。

2 知事が水位到達情報の通知及び周知を行う河川のうち中津川及び河内川(三保ダム上流部を除く)は水防本部長が、他の河川については所轄の各水防支部長が通知を行うものとする。

3 洪水特別警戒水位の通知及び周知の発表様式は、第2号様式のとおりとする。

第10章 水防警報

(水防警報を行う河川、海岸区域)

第1 法第16条の規定により国土交通大臣及び知事が水防警報を行う河川、海岸及びその区域は、別表第21のとおりである。

(水防警報発表者、受報者等)

第2 国土交通大臣が水防警報を行う河川についての発表者、受報者等は次のとおりである。

| 河川 | 発表及び通報責任者 | | 受報責任者 | | 連絡方法 |
|------------|-------------------|----------------------------------|-------|---|--------------|
| | 基本系 | 補助系 | 基本系 | 補助系 | |
| 多摩川 | 京浜河川事務所 防災情報課長 | 京浜河川事務所多摩出張所長 京浜河川事務所田園調布出張所長 | 河川課長 | 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター水防支部長 | 電話及び ファクス |
| 鶴見川 | 京浜河川事務所 防災情報課長 | 京浜河川事務所新横浜出張所長 京浜河川事務所鶴見出張所長 | 河川課長 | 横浜川崎治水水防支部長 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター水防支部長 | 電話及び ファクス |
| 矢上川 | 京浜河川事務所 防災情報課長 | 京浜河川事務所新横浜出張所長 | 河川課長 | 横浜川崎治水水防支部長 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター水防支部長 | 電話及び ファクス |
| 早淵川 鳥山川 | 京浜河川事務所 防災情報課長 | 京浜河川事務所新横浜出張所長 | 河川課長 | 横浜川崎治水水防支部長 | 電話及び ファクス |
| 相模川 | 京浜河川事務所 防災情報課長 | 京浜河川事務所相模出張所長 | 河川課長 | 藤沢土木水防支部長 平塚土木水防支部長 | 電話及び ファクス |

(備考) 「国土交通省 川の防災情報」システム (<http://www.river.go.jp/>) から情報を得ることができる。

2 知事が水防警報を行う河川、海岸等のうち相模川本川(直轄区間を除く)及び中津川の区域、酒匂川本川及び河内川(三保ダム上流部を除く)の区域は水防本部長が、他の河川及び海岸について

は所轄の各水防支部長が発表及び通知を行うものとする。

(水防警報の通知)

第3 水防本部長及び水防支部長が水防警報を行ったとき又は国土交通大臣からその通知を受けたときは、水防本部長及び水防支部長は、「水防時における通信連絡基本系統図〔その1〕」(第7章第1)により、関係水防管理者等に通知しなければならない。

また、河川が2以上の水防支部にわたる場合は、上流側の水防支部長は、下流側の水防支部長へ水防警報を行った旨を直ちに通知するものとする。

(水防警報の種類、内容及び発表基準)

第4 水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりとする。

| 種 類 | 内 容 | 発 表 基 準 |
|-----|---|---|
| 待 機 | 1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの | 気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき |
| 準 備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの | 雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき |
| 出 動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの | 洪水注意報等により、氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。または水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき |
| 指 示 | 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの | 洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位(警戒水位)を越え、災害のおこるおそれがあるとき |
| 解 除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの | 氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。または、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき |

2 水防警報の様式は、第3号様式のとおりとする。

第11章 観測通報

(雨量の通報)

第1 各水防支部長は、その管理する基準雨量観測所の記録を次の各号により水防本部長に報告するものとする。ただし、神奈川県水防情報管理システムで水防本部が把握できる観測所については、省略することができる。

(1) 定量観測報告

ア 時間雨量が20mmを越えたとき

イ 3時間継続雨量が50mmを越えたとき

- ウ 日雨量が80mmを越えたとき
- エ 水防本部長が必要と認めたとき

- (2) 定時観測報告 前号について報告開始後降雨継続の場合は、1時間ごとに連絡する。
- (3) 終 雨 報 告 (1) 及び (2) の観測の必要がなくなったときには、その報告をする。

(水位、潮位の通報・公表)

第2 水防管理者は、洪水若しくは高潮等のおそれがあることを知った場合、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水標の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えた場合は、次の各号について速やかに所管する水防支部長を経由して水防本部長に報告するものとする。（法第12条）

- (1) 水位が水防団待機水位（通報水位）以上にある間の1時間ごとの水位
- (2) 氾濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）に達したときの時刻
- (3) 最高水位とその時刻
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）又は水防団待機水位（通報水位）を下まわったときの時刻

2 各水防支部長は、基準水位観測所の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えた場合、前各号について水防本部長に報告するとともに、水防管理者へ通報するものとする。ただし、神奈川県水防情報管理システムで水防本部が把握できる観測所については、省略することができる。

なお、県内の雨量・水位観測所、河川監視カメラ画像公開箇所、及び潮位波高観測所は、別表第16から20までのとおりである。

3 神奈川県水防情報管理システムに取り込まれている県内の雨量・水位のデータ、河川監視カメラの画像は、一般に周知するため神奈川県のホームページで公表する。（参考資料8-1～4）

(欠測時の措置)

第3 欠測等により水位の通報及び公表が出来ない場合、水防活動や住民の避難等に支障を来す恐れがあることから、欠測等が生じた場合の措置は次のとおりとする。

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

第12章 水 防 活 動

(県の水防配備基準)

第1 県の水防本部及び水防支部の水防活動は、水防配備基準（別表第24）を参考に、本章の定めるところにより行うものとする。

(1) 準備配備

水防本部指揮監及び各水防支部長は、横浜地方気象台から大雨・洪水注意報等気象の通報、国土交通省関東地方整備局から多摩川洪水予報についての通知、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所から相模川下流・鶴見川洪水予報についての通知、又は相模川中流・酒匂川洪水予報の発表を受けた時は、状況を検討の上、別に定める水防準備配備規程（水防本部）（資料21）及び水防支部毎に定める水防配備に関する要領等に基づき、水防活動を行うものとする。

(2) 警戒、非常配備

水防本部指揮監及び各水防支部長は、前号の配備中において、状況の変化により、又は、横浜地方气象台、関東地方整備局、又は、関東地方整備局京浜河川事務所からの通知等により、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがあると予想される場合には、次の配備により水防活動を行うものとする。

- 警戒配備
- 第1非常配備
- 第2非常配備

(水防管理団体の配備基準)

第2 水防管理団体の水防活動は、水防配備基準（別表第24その2）を参考に、本章の定めるところにより行うものとする。

(1) 水防管理団体の準備、警戒、非常配備

水防管理団体は、前条の県の水防体制に準ずるものとし、あらかじめその体制を整備しておくものとする。

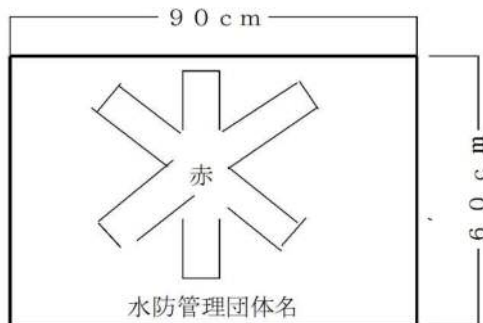
(2) 水防団（消防団）に対する警戒配備

水防管理団体は自ら必要と認めるときや、水位等の状況又は水防警報が発せられたときは、あらかじめ定められた計画により直ちに所轄水防団又は、消防機関を出動させ、警戒配備につかせるものとする。この場合には、速やかに所轄する水防支部長を経由して水防本部長に報告しなければならない。

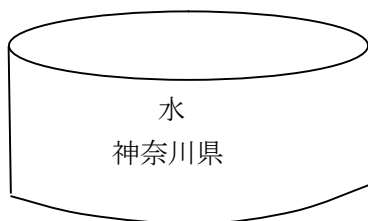
(水防標識)

第3 水防のために出動する職員及び車両等には、次による標識を用いなければならない。

1 標識



2 水防要員である県職員の標識（腕章）



(昭和24年10月6日 神奈川県告示第431号)

(水防信号)

第4 水防団員又は消防団員の出勤を知らせるため、または、住民の避難立退き等を知らせるため、次の水防信号を用いなければならない。

| 区分 | 方法及び説明 | 説明 | 警戒信号 | サイレン信号 |
|------|--------|-----------------------------------|----------------------------|---|
| 第1信号 | | 警戒水位に達したことを知らせるもの | ○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止 | 約5秒○ 約15秒休 約5秒○ 約15秒休 約5秒○ |
| 第2信号 | | 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの | ○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ | 約5秒○ 約6秒休 約5秒○ 約6秒休 約5秒○ |
| 第3信号 | | 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの | ○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ | 約10秒○ 約5秒休 約10秒○ 約5秒休 約10秒○ |
| 第4信号 | | 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの | 乱 打 | 約1分○ 約5秒休 約1分○ |

- (備考) 1 信号は、適当な時間継続しなければならない。
 2 必要と認めたときは、警鐘信号及びサイレン信号を併用するものとする。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

(昭和24年10月6日 規則第78号)

(公用負担)

第5 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において次の権限を行使することができる（法第28条）。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- (3) 車両その他運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記（1）から（4）（（2）における収用を除く。）の権限を行使することができる。

- 2 前項の権限を行使するときは、公用負担命令権限書を携行し、公用負担命令書を発して行うものとする。
- 3 公用負担命令権限書及び公用負担命令書の様式は次のとおりとする。

| | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| 年月日 水防管理者 何 水防団長 某 印 | 右の者に 水防法第二十一条第一項の権限行使を委任したことを証明する。 | 公用負担命令権限書 ○○水防団○○部長 何 某 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|

| | | |
|------------------------------|--|--------------|
| 市町村長 事務取扱者 何 某 印 | 符 目 的 物 号 負 担 の 内 容 種 類 | 公用負担命令書 殿 |
|------------------------------|--|--------------|

(緊急通行)

- 第6 水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
- 2 水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

(避難のための立退き)

- 第7 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長、水防支部長又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号又はその他の方法により避難のため立ち退くべきことを指示することができる。(法第29条)
- 2 水防管理者が前項の指示を行うときは、遅滞なく所轄警察署長及び所管する水防支部長を經由して水防本部長へその旨を通知しなければならない。(法第29条)
- 水防管理者は、関係者と協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、これに伴う必要な措置を講じるものとする。その主な内容は、次の事項の具備するものとする。
- (1) 避難場所及びその責任者並びに収容人員
 - (2) 避難の経路及び誘導方法
 - (3) 避難場所への経路の標識及び照明設備
 - (4) 給水、給食、休養等の設備

(配備の解除)

第8 水防本部指揮監及び水防支部長は、横浜地方气象台、国土交通省関東地方整備局（京浜河川事務所）又は水防管理者等の情報に基づき配備の必要がなくなつたと認めるときは、配備の解除を發表し、関係機関に通知するものとする。

2 水防管理者は、自ら区域内の水防活動の必要がなくなつたと認めるときは、配備の解除を發令するとともに、住民その他水防関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を發令したときは、所属する水防支部長を経由して水防本部長に報告しなければならない。

第13章 決壊後の通報及び決壊後の措置

(決壊後の通報)

第1 堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を所管する水防支部及び氾濫が予想される隣接水防管理団体に通報するものとする。また、国土交通大臣が水防警報を行う河川が決壊等については、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所に通報しなければならない。（法第25条）

2 通報を受けた水防支部においては、水防本部、警察署その他関係機関に連絡するものとする。

(決壊後の措置)

第2 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（法第26条）

第14章 協力応援

(水防管理団体相互の協力及び応援)

第1 水防管理者は、水防上緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を求めることができる。

2 応援を求められた水防管理者は、できる限りこれに応じなければならない。

3 応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の指揮のもとに行動するものとする。

4 隣接する水防管理団体は、協力応援等に関し、あらかじめ協定しておくものとする。

(水防管理団体に対する河川管理者の協力)

第2 河川管理者は、自らの業務等に照らし、可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

<河川管理者の協力が必要な事項>

(1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（雨量、河川水位、河川監視カメラ画像等）の提供

- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市区町村の事前提示、及び水防管理者から異常な漏水についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体の備蓄資材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

<河川管理者の援助が必要な事項>

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

（水防管理団体に対する下水道管理者の協力）

第3 下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、監視カメラの映像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講演会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

ただし、(1) (2)については、協力が可能な下水道管理者に限る。

（警察官の出動）

第4 水防管理者は、水防上必要があると認めたときは、所轄の警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

(自衛隊の出動)

第5 大規模な応援を必要とする緊急の事態が生じたときは、知事は、自衛隊に出動を要請することができる(自衛隊派遣要請の詳細については、資料22のとおり)。

(参考) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)(抜粋)

第83条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

(国土交通省の行う特定緊急水防活動)

第6 国土交通省は、水防上必要があるときは、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を組織し、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理団体にその旨を通知したうえで、ポンプ排水や高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を特定緊急水防活動として行うことができる。(法第32条)

第15章 水防報告

(水防報告)

第1 水防管理者は、水防活動が終了したときは、その状況を水防活動実施報告書(第4号様式)、水防活動報告書(第5号様式)により、水防活動実施後7日以内に所管する水防支部長を経由して水防本部長に報告するとともに、水防本部長は、当該水防管理団体からの報告について、国(関東地方整備局)に報告するものとする。

第16章 水防訓練

(水防訓練等)

第1 県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、水防演習を隔年で、実施箇所の近隣水防管理団体とともに行うものとする。

2 指定管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

3 非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

第17章 水防計画の提出、配布

(水防計画の提出、配布)

第1 水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

2 水防支部は、支部水防実施要領を定め、速やかに水防本部長に提出するとともに関係機関に配布するものとする。

